

町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。

その後の取扱いについては、一体性の確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。

6 地方税の取扱い

地方税は、新潟市の制度に統一する。ただし、

①住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3カ年度は不均一課税を実施する。

②入湯税に関しては、福祉向上を図るため設置された黒崎荘での入湯については課税免除とする。

③住民税に関しては、福祉向上を図るため設置された黒崎荘での入湯については課税免除とする。

7 一般職の職員の取扱い

(1) 黒崎町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

(3) 黒崎町役場は、地区事務所とする。

(4) 黒崎町の屋外体育施設については、現行のとおりとする。

(5) 黒崎町の公営ガス事業は、新潟市に引き継ぐものとする。

(6) 入札制度については、新潟市の制度に統一する。

(7) 黒崎町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

(8) 黒崎町の家庭用生ごみ処理器購入助成金制度は、新潟市の制度に統一する。

(9) 黒崎町で従来から実施している老人保健事業は、以下のとおりとする。

(10) 黒崎町のし尿の収集の運搬体制については、当分の間、現行のとおりとする。

(11) 合併時に計画されている黒崎町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。

(12) 黒崎町の自治会除雪助成については、現行のとおりとする。

(13) 放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

16 各種事務事業の取扱い

黒崎町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

(1) 合併時に計画されている黒崎町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。

(2) 黒崎町の自治会除雪助成については、当分の間、現行のとおりとする。

(3) 放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

16-1 建設制度の取扱い

黒崎町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

(1) 合併時に計画されている黒崎町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。

(2) 黒崎町の自治会除雪助成については、当分の間、現行のとおりとする。

(3) 放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

16-2 保健・衛生制度の取扱い

黒崎町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

(1) 合併時に計画されている黒崎町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。

(2) 黒崎町の自治会除雪助成については、当分の間、現行のとおりとする。

(3) 放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

16-3 福祉制度の取扱い

黒崎町の各種事務事業は、新潟市の制度に統一する。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下を招かないこととし、下記のとおり調整する。

(1) 合併時に計画されている黒崎町の除雪路線は、新潟市の除雪計画路線とし、現行の水準を維持する。

(2) 黒崎町の自治会除雪助成については、当分の間、現行のとおりとする。

(3) 放置自転車等対策事業については、新潟市の制度に統一する。

8 特別職の身分の取扱い

黒崎町役場は、地区事務所とする。

ただし、

①当分の間、地方自治法上の支所とする。

②支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

③住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

④黒崎町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒崎町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

⑤黒崎町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。

⑥黒崎町の屋外体育施設については、無料施設として位置づける。また、黒崎町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。

⑦大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。

⑧黒崎町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

9 行政組織機構の取扱い

黒崎町役場は、地区事務所とする。

ただし、

①当分の間、地方自治法上の支所とする。

②支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

③住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

④黒崎町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒崎町の実情に応じた適切な措置を講ずる。

⑤黒崎町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。

⑥黒崎町の屋外体育施設については、無料施設として位置づける。また、黒崎町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。

⑦大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。

⑧黒崎町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

10 一部事務組合等の取扱い

黒崎町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、黒崎町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒崎町の地位を継承する方向で検討する。

②黒崎町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

③黒崎町の町字名については、黒崎町の町字名についても、黒崎町の意向を尊重する。

ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区的憲章として継承していく。

④長期入院者及び生活困窮者についても、黒崎町支給分は廃止するが、当該分については黒崎地区社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止し、黒崎町社会福祉協議会が黒崎地区社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止するが、当該分については黒崎地区社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止し、黒崎町社会福祉協議会にそれぞれ委託する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止するが、当該分については黒崎地区社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止し、黒崎町社会福祉協議会にそれぞれ委託する。

11 使用料・手数料の取扱い

黒崎町の屋外体育施設については、現行のとおりとする。

ただし、

①手数料については、新潟市の制度に統一する。

②使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、セントラル見直しを図る。

③黒崎町の老人福祉センターの使用者料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行のとおりとする。

④黒崎町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

⑤黒崎町の屋外体育施設については、無料施設として位置づける。また、黒崎町総合体育館の使用料については、現行のとおりとする。

⑥大野定例露店市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。

⑦黒崎町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

12 公共的団体等の取扱い

黒崎町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、黒崎町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒崎町の地位を継承する方向で検討する。

②黒崎町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようする。

③黒崎町の町字名については、黒崎町の町字名についても、黒崎町の意向を尊重する。

ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区的憲章として継承していく。

④長期入院者及び生活困窮者については、黒崎町支給分は廃止するが、当該分については黒崎地区社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止し、黒崎町社会福祉協議会の制度を適用する。

ただし、黒崎町社会福祉協議会支給分は廃止し、黒崎町社会福祉協議会にそれぞれ委託する。

</div